

農用地利用集積計画による利用権設定申請書

農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、利用権設定をしたいので共通事項を了承し、次のとおり申し出ます。

令和〇年 〇月 〇日

記入例

(宛先) 明和町長

1. 申出人及び設定する利用権の内容 (経営委託・移転及び転貸を除く)

土地所有者の方

耕作される方

	住所	氏名又は名称	印	生年月日	年齢	電話番号
利用権設定をする者 (貸し手)	明和町大字馬之上〇〇番地	フリガナ メイワ タロウ	印	昭和〇〇年 〇月 〇日	80歳	52-〇〇〇〇
		明和 太郎				
利用権設定を受ける者 (借り手)	明和町大字斎宮〇〇番地	フリガナ メイワ ジロウ	印	昭和〇〇年 〇月 〇日	50歳	52-〇〇〇〇
		明和 次郎				

利用権を設定する土地				設定する利用権							利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	新規更新の別	備考	
所在			現況地目	面積(m ²)	利用権の種類	内容(作目)	始期	存続期間	終期	借賃(10a当り)				借賃の支払方法
大字	字	地番												
佐田	〇〇	1000	田・畑	1,500	1 貸貸借権 2 使用貸借権	水稻	1 令和 年3月末 2 令和3年10月末	10年	1 令和 年3月末 2 令和13年10月末	60kg	1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸貸借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	
			田・畑		1 貸貸借権 2 使用貸借権		1 令和 年3月末 2 令和 年10月末	年	1 令和 年3月末 2 令和 年10月末		1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸貸借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	
			田・畑		1 貸貸借権 2 使用貸借権		1 令和 年3月末 2 令和 年10月末	年	1 令和 年3月末 2 令和 年10月末		1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸貸借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	
			田・畑		1 貸貸借権 2 使用貸借権		1 令和 年3月末 2 令和 年10月末	年	1 令和 年3月末 2 令和 年10月末		1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸貸借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	
			田・畑		1 貸貸借権 2 使用貸借権		1 令和 年3月末 2 令和 年10月末	年	1 令和 年3月末 2 令和 年10月末		1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸貸借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	
			田・畑		1 貸貸借権 2 使用貸借権		1 令和 年3月末 2 令和 年10月末	年	1 令和 年3月末 2 令和 年10月末		1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸貸借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	
			田・畑		1 貸貸借権 2 使用貸借権		1 令和 年3月末 2 令和 年10月末	年	1 令和 年3月末 2 令和 年10月末		1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸貸借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	

上記設定者以外の同意記入欄 (共有者もしくは相続権者等)	住所	氏名	権利の種類	住所	氏名	権利の種類
	明和町大淀〇〇番地	明和 三郎	印 所有権			
			印			印
		印			印	

← 相続が終わっていない場合や、共有名義の場合はご記入ください。

2. 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況

氏名又は名称	明和 次郎	性別	男・女	農作業従事日数	200 日
--------	-------	----	-----	---------	-------

(1) 今回利用権設定を受ける土地の面積	
田	1,000 m ²
畑	m ²
茶園	m ²
採草放牧地	m ²
その他	m ²

(2) 現在の農地の経営面積			
	自作地	小作地	合計
田	3,000m ²	9,000m ²	12,000m ²
畑	1,000m ²	m ²	1,000m ²
茶園	m ²	m ²	m ²
合計	4,000m ²	9,000m ²	13,000m ²

(3) 農業従事者及び雇用労働力の状況				
世帯員(構成員)		農業従事者		
男性	3人	農業専従者 (うち15~65歳の者)		2人 (1人)
		農業補助者 *従事日数が150日以下	主 (内15~65歳の者)	(人)
女性	3人		従 (内15~65歳の者)	

(4) 農機具の保有状況						
農機具	種類	トラクター	田植機	コンバイン	乾燥機	茶刈機
	台数	1台	1台	1台	台	台

(5) 家畜の状況			
家畜	種類		
	頭数	頭	頭

(6) 主たる農業従事者の氏名及び続柄(役職)			
氏名	明和 次郎	明和 花子	明和 三郎
続柄(役職)	本人	妻	子

利用権設定共通事項

この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の支払猶予
利用権を設定する者(以下、「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下、「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (2) 解約に当たっての相手方の同意
甲及び乙は各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (3) 転貸又は譲渡
乙はあらかじめ町に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (4) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (5) 租税公課の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議することにより負担する。

- (6) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、原価額)の返還を請求することができる。
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする。
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償として請求してはならない。
- (7) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- (8) 利用権取得者の責務
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (9) その他
この農用地集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、及び町が協議して定める。